

振り仮名として認められる例／認められない例

1 認められるもの

(1) 部分音訓のもの

心愛 (ココ・ア) 桜良 (サ・ラ)

(2) 熟字訓及びそれに準ずるもの (漢字からなる単語に、熟字単位で訓読みを当てたもの)

飛鳥 (アスカ) 五月 (サツキ) 清水 (シミズ) 伊達 (ダテ)
常磐 (トキワ) 日向 (ヒナタ) 日和 (ヒヨリ) 紅葉 (モミジ)
弥生 (ヤヨイ) 百合 (ユリ) など

(3) 置き字のもの (直接読まないもの)

美空 (ソラ) 彩夢 (ユメ)

(4) 戸籍法改正前から現に使用しているもの

2 認められないもの

(1) 社会を混乱させるものとして認められない読み方

ア 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方
「太郎」を「ジョージ」と読ませる など

イ 異なる別の単語を付加し、漢字との関連性をおよそ認めることができない読み方
「健」と一文字で「ケンイチロウ」と読ませる など

ウ 漢字が持つ意味とは反対の意味による読み方や書き間違いと誤解され得る読み方
「高」を「ヒクシ」と読ませる 「鈴木」を「サイトウ」と読ませる
「一郎」を「ジロウ」と読ませる など

(2) 社会通念上相当とはいえないものとして認められない読み方

ア 差別的や卑猥などにより、音で表した際に著しい不快感を引き起こす読み方

イ 反社会的などにより、人の名前としてふさわしくない読み方

(了)